

深夜電力Aおよび深夜電力B

(選択約款)

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この選択約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) この選択約款を変更する場合には、当社は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 深夜電力 A

(1) 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力 が 0.5 キロワット以下であり、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の深夜電力 A および深夜電力 B（令和元年 10 月 1 日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、0.5 キロワットといたします。

(4) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(5) 料 金

料金は、1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	1,631 円 30 銭
---------	--------------

(6) 契約期間

契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。こ

の場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この選択約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(7) 解 約 等

イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(イ) 特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）35（供給の停止）(1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(ロ) お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(ハ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(ニ) この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ロ お客さまが、供給約款44（需給契約の廃止）(1)による通知をされないうえ、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(8) そ の 他

イ 当社は、お客さまがこの選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。

ロ 当社は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

ハ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる

規定（供給約款 35〔供給の停止〕（2）を除きます。）を準用するものいたします。

（イ） 供給約款 35（供給の停止）（3）に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものいたします。この場合、供給約款 35（供給の停止）（3）ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

（ロ） 供給約款 37（供給停止期間中の料金）に定める事項については、停止期間中の料金を申し受けません。

（ハ） 供給約款 39（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

（ニ） 供給約款 45（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ニ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔供給条件〕）によるものいたします。

4 深夜電力 B

（1）適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であり、かつ、この選択約款実施の際現に旧選択約款の適用を受けている場合に適用いたします。

（2）契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款 19（低圧電力）（4）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお、契約電力は、1 キロワット以上といたします。

（3）供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、（1）の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

（4）料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は、別表 2(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	385 円 00 銭
-----------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	14 円 38 銭
-------------	-----------

(5) 契約期間

契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この選択約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(6) 解約等

イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(イ) 供給約款 35 (供給の停止) (1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(ロ) お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

(ハ) お客さまが他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

(ニ) この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。) を支払われない場合

ロ お客さまが、供給約款 44 (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(7) そ の 他

イ 当社は、お客さまがこの選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。

ロ 当社は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

ハ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる規定 (供給約款 35 [供給の停止] (2)を除きます。) を準用するものといたします。

(イ) 供給約款 35 (供給の停止) (3)に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款 35 (供給の停止) (3)ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ロ) 供給約款 39 (制限または中止の料金割引) に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。

(ハ) 供給約款 45 (需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算) に定める事項については、適用いたしません。

ニ この選択約款の実施上必要な細目的事項については、II (実施細目 [供給条件]) によるものといたします。

Ⅱ 実施細目（供給条件）

深夜電力Bの契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和2年10月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

(1) 深夜電力A

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で、かつ、平成28年4月1日の際現に深夜電力Aに係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則3（深夜電力A）(1)にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、平成28年4月1日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

(2) 深夜電力B

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で、かつ、平成28年4月1日の際現に深夜電力Bに係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則4（深夜電力B）(1)にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、平成28年4月1日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

3 供給条件についての特別措置

本則3（深夜電力A）(4)および本則4（深夜電力B）(3)ハの「当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後5時間の範囲内で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

4 通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適 用

イ 深夜電力Bの場合、当社は、次のいずれかに該当する電気温水器を通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）として取り扱います。ただし、これらの電気温水器を使用される需要場所において、平成25年10月1日以降に通電制御型電気温水器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) この選択約款実施の際現に旧選択約款附則4（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イの適用を受けている電気温水器

(ロ) 平成25年10月1日の際現に通電制御型電気温水器に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で、次のaまたはbに該当する電気温水器

a 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(a) 給水温度を検知できること。

(b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(d) 契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(ハ) (イ)または(ロ)に該当する電気温水器を使用される需要場所において、この選択約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた(ロ)aまたはbに該当する電気温水器

ロ 通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 料 金

(1)の適用を受ける通電制御型電気温水器（平成30年4月1日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の通電制御型電気温水器を除きます。）を使用される場合の料金は、本則4（深夜電力B）(4)にかかわらず、本則4（深夜電力B）(4)によって料金として算定された金額から、次の算式によって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものといたします。

通電制御型電気温水器割引額＝割引対象額×10パーセント

$$\text{割引対象額} = \begin{array}{l} \text{本則 4 (深夜電力 B)} \\ \text{(4) イ の 基本 料金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その 1 月の 使用 電力量 に 本則 4} \\ \text{(深夜電力 B) (4) ロ の 該 当 料} \\ \text{金を 適用 して 算定 され た 金額} \end{array}$$

(3) 通電制御型電気温水器割引額の算定

イ 契約負荷設備に通電制御型電気温水器以外の負荷設備がある場合の通電制御型電気温水器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\text{通電制御型電気温水器割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型電気温水器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変わることにより、料金に変更があった場合は、供給約款 27 (日割計算) に準じて日割計算をいたします。

ハ 通電制御型電気温水器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型電気温水器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ ロまたは供給約款 26 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

ホ 供給約款 39 (制限または中止の料金割引) によって割引を行なう場合は、通電制御型電気温水器の割引対象額は、(2)によって算定された割引対象額から供給約款 39 (制限または中止の料金割引) による割引額を差し引いたものといたします。

(4) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

5 平成 28 年 3 月 31 日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件

平成 28 年 3 月 31 日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

(1) 供給約款 35 (供給の停止) (2)を適用いたします。この場合、本則 3 (深夜電力 A) (8)

ハおよび本則 4（深夜電力B）（7）ハにいう「供給約款の低圧電力にかかわる規定」は、供給約款 35（供給の停止）（2）を含むものといたします。

- （2） 本則 3（深夜電力A）（7）および本則 4（深夜電力B）（6）にかかわらず、供給約款 46（解約等）を適用いたします。
- （3） 本則 3（深夜電力A）（8）イおよび本則 4（深夜電力B）（7）イは適用いたしません。
- （4） その他の事項については、この選択約款に定めるところによるものといたします。

6 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款 26（料金の算定）および供給約款 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 深夜電力Aの場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、深夜電力Aの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 深夜電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能

エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

- (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 深夜電力Aの場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4699$

$\beta = 0.7879$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨

五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合

平均燃料価格は、55,800 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 深夜電力Aの場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 深夜電力A

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(ロ) 深夜電力B

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	19 円 69 銭 0 厘
---------	---------------

ロ 深夜電力B

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。